

令和6年

## 第10回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和6年9月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第1会議室

### 1 出席委員

1番	安池幸子	9番	守屋智
2番	吉川幸夫	10番	加藤敏郎
3番	竹内裕一	11番	渡邊康弘
5番	山口秀雄		
6番	鈴木洋有		
7番	平原則子	15番	柳田進
8番	青木貞治	16番	戸塚昭雄

### 2 欠席委員

12番 仲出川治幸 13番 石井雅浩

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉  
書記 久保田徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について

議案第30号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和6年第10回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、12番仲出川治幸委員及び13番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、3番竹内裕一委員と5番山口秀雄委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書2ページの新規2件と再設定1件で、場所につきましては総会資料の1ページから4ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年9月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第29号1番を朗読》

書記 議案第29号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の水田3筆です。借り手は、平成22年に耕作放棄地であった当該農地を再生して酒米を栽培しているNPO法人です。

借り手が今後も継続して農地を借りて酒米を栽培することで、地域農業の振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、9月12日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第29号1番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第29号1番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を借り手が継続して酒米を栽培することで、地域農業の振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興と農地の遊休化防止が図られるとのことですので。

議長 では、議案第29号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第29号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第29号1番は原案とおりに決定いたしました。

では、次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第29号2番を朗読》

書記 議案第29号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の露地畑1筆です。借り手は、今年の7月に新規就農した若手の兼業農家で、管理が困難な農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられません。

なお、9月12日に国府新宿地区担当の吉川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第29号2番につきましては、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。議案第29号2番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を借り手が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第29号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 議案書にある調整とはどういう意味ですか。農振農用地とは何ですか。

書記 農地の区分については、都市計画法で線引きされた市街化区域と市街化調整区域があります。また、市街化調整区域内には「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が農業振興地域整備計画で定めた農業振興地域があり、その中に農用地（青地）とそれ以外の農地である市街化調整区域の農地（白地）があります。

委員 市街化区域には農業振興地域内の農用地はないのですか。

書記 ありません。

委員 市街化区域には生産緑地というものがありますね。

書記 都市環境保全などのために固定資産税などが優遇されている農地のことです。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第29号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第29号2番は原案とおりに決定いたしました。  
では、次に3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第29号3番を朗読》

書記 議案第29号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑4筆です。借り手は、平塚市の農業法人で働いていた地元の新規就農者で、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要領」に基づき、9月19日に西小磯地区担当の柳田委員及び添田推進委員と面談を行った結果、農家資格が十分あることが判り、推薦書を取得しています。

営農意欲のある若い借り手が農地を借りることで、担い手の育成が図られると考えられます。

なお、9月12日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第29号3番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から面談の結果と現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第29号3番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を若い新規就農者が借りることで、担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、担い手の育成が図られるとのことです。

議長 では、議案第29号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」では、新規就農者の最初に借りることができる農地面積は30アールとなっていますが、この方の借りる面積は約37アールとなっている。どういうことか。

書記 「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」の第4条（3）に「農業委員会が特に必要と認めた場合は、新規参入者の営農能力等に応じた権利設定期間及び面積とすることができる。」とされています。この方は平塚市の農業法人に長年勤めていて農業技術や経験が豊富なため、認定新規就農者として町の認定を受けており、営農計画書の内容も問題がなかったため、就農当初から約37アールを借りることは妥当だと判断されます。

他の例としては、果樹などは苗から果実の十分な生産まで時間がかかるため貸借期間を10年間にするとか、施設建設が伴う場合は減価償却を考慮して20年間とか長期とすることがあります。

委員 土地所有者から借りるのが公益社団法人神奈川県農業会議となっていて、農地中間管理事業の配分先として新規就農者名が書かれているがどういうことか。

書記 農地中間管理制度は、農地所有者の農地を農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が借り上げて、その農地を農業者に貸し付けるという制度です。貸し手と借り手の間に機構が入ることで、契約手続きや賃借料のやり取りを代行し、貸し手と借り手の負担を減らします。また、農地が適正に営農されているか管理を行い、適正でない場合は契約の解除を行います。なお、今回はマッチングといって最初から貸し手と借り手が既に貸し借りの合意が得られている場合もあれば、貸したい農地があるが貸し手が見つからない場合は機構に登録しておけば借り手を見つけていただけます。

委員 約37アールというとかなり広い面積ですので、新規就農者にとって耕耘や草刈りも大変なのではないですか。

書記 認定新規就農者に対する補助金や融資を受けられるので、審査が通れば農業用機械等の購入ができます。耕運機や草刈り機を購入すれば支障はないと判断されます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第29号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第29号3番は原案とおりに決定いたしました。  
以上で議案第29号の全ての審議が終了しました。  
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第30号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。  
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第30号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《議案第30号1番を朗読・説明》

書記 議案第30号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能で

す。

当該農地は、耕作者の高齢化に伴い遊休化し、現在の所有者に相続後も20年以上に渡り耕作放棄地となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、9月12日に寺坂地区担当の渡邊委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番渡邊です。議案第30号1番の農地について、9月12日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、長年に渡り耕作放棄地となっており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地法に依らず地目を変更できるというのはどういうことか。

書記 農地法により地目を変更するには農地転用をする必要があります。市街化区域については届け出、市街化調整区域は県知事の許可が必要となります。しかし、当該農地の農地性が失われた状態となっていて、県の指針で定める要件をすべて満たす場合に限り、非農地証明書により地目変更が可能となります。非農地証明は農地法の中の制度ではなく、自治体の行政サービスとして取り扱われます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第30号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第30号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの1件でございます。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページから9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後 2 時 3 7 分)